

政令第六号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項、第二十条第三項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第四号中「事項のうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務制度に関するものの」を削り、同条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とする。

第四十八条第七号を削り、同条第八号を同条第七号とする。

第百十九条第一項中「三人」の下に「、統計調整官一人」を加え、「、恩給企画管理官一人及び恩給業務管理官」を「及び恩給管理官」に改め、同条第二項中「第十四条第二号（同号ロ及びニに掲げるものを除く。）」に掲げるものに限る」を「第十四条第二号イ、ハ及びホに掲げるもの限り、第四項各号に掲げるものを除く」に改め、同条第三項中「限る」を「限り、次項各号に掲げるものを除く」に改め、同条第六項を削り、同条第五項中「恩給企画管理官」を「恩給管理官」に、「のうち次に掲げる事務」を「（第十四条第三

号及び第四号に掲げるものに限る。）」に改め、同項各号を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 統計調整官は、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一 統計委員会の所掌事務についての関係行政機関との連絡調整に関すること。

二 統計委員会の庶務に関すること。

附則第四条第二項中「令和二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「子ども・子育て支援臨時交付金」を「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」に改める。

附則第五条に次の一項を加える。

2 自治税務局の所掌事務については、令和七年三月三十一日までの間、第九条第六号中「関すること」とあるのは、「関すること（自治財政局の所掌に属するものを除く。）」とする。

附則第八条中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十四条第二項中「令和二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十八条第一号中「附則第二十三条第一項」を「附則第二十二条第一項」に改める。

附則第二十条の見出し中「恩給企画管理官」を「恩給管理官」に改め、同条中「恩給企画管理官」を「恩給管理官」に、「第百十九条第五項各号に掲げる」を「第百十九条第六項に規定する」に、「次に」を「附則第七条各号に」に改め、同条各号を削る。

附則第二十一条を削り、附則第二十二条中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条を附則第二十一条とし、附則第二十三条を附則第二十二条とする。

附 則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、本省に統計調整官を設置するとともに、恩給企画管理官の名称及び職務を変更するほか、自治行政局住民制度課及び地域政策課の所掌事務を変更する等の必要があるからである。